

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に採用され、B県B市所在の同社D工場（以下「工場」という。）において、フィルムリサイクル関連作業に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、工場の環境管理室において、通常どおり検査データのパソコン入力を行っていたところ、同環境管理室から近い屋外の蒸留塔からEという液晶テレビに貼るフィルムの脱色に使用するアセトン、メタノール等の臭いが周辺に充満したことにより徐々に胸が痛くなり、その後排気ガスやたばこの臭い等でも同じ症状が出現したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、F病院に受診し「化学物質過敏、嗅覚過敏、中枢神経機能障害」と診断された。

請求人は、上記疾病名により、監督署長に対して、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、化学物質過敏症を発症したのは、平成〇年〇月〇日であり、請求人が作業していた管理棟2階の環境管理室に蒸留塔Eフィルムの脱色テストから漏れてきたアセトン、メタノールなどの有機溶剤が引き金になったと主張する。

(2) この点、G医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、要旨、「作業環境測定（作業現場）の結果、メタノール、アセトン、ジクロロメタン、酢酸エチル、Iーブタノールは第一管理区分であり、別棟に高濃度の化学物質が存在した可能性は少ない。したがって、有機溶剤中毒の可能性は低い。発症時の化学物質ばく露状況から業務起因性があるとは考え難い。」と意見している。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、6か月に1回定期的に会社が専門測定機関に委託し、実施している作業環境測定結果は信頼できるものであり、この測定結果等に基づいた、G医師の意見は妥当であって、当審査会としても、請求人が主張する化学物質過敏症の症状出現の原因は、会社が使用している有機溶剤であるとは認められないものと判断する。

(3) 請求人が主張する化学物質過敏症については、G医師の平成〇年〇月〇日付けの意見書にもあるように、現段階では確立された疾病の概念とはなっておらず、決定書理由第2の(2)のオに説示のとおり、客観的に業務が有力な原因として発症したものと判断することは困難であり、業務との相当因果関係を認

めることはできない。

- 3 以上のおりであるので、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のおり裁決する。